

# 令和5年度 筑前町社会福祉協議会事業計画書

## I. 令和5年度の方針

令和4年度は、受託事業である「在宅高齢者等配食サービス事業」、「敬老館食堂事業」の2つの事業が9月末に契約終了となりました。

長引くコロナの影響から、孤独や引きこもり、貧困、虐待、さらには地域における支え合いの希薄化など、様々な課題が顕在しています。

また、経済状況では収入の減少などに加え、物価高騰が家計を圧迫しており、日常生活が困難な状況にある世帯の増加は深刻な社会問題となっています。

令和5年度は、このような複合化・複雑化した地域生活課題に対応するために、一体的に支援できる体制を構築し、相談支援、寄り添い支援及び地域づくりに向けた支援を社協事業間で連携を行い、行政や社会福祉法人、地域住民などの関係機関と協働して取り組んでいきます。

住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らせる豊かな地域づくりを目指して活動を推進します。

## II. 重点施策

1. 法人運営事業の体制基盤整備に努めます。
2. 各種相談事業による支援会議等を通じて、アウトリーチ等を行いながら相談者の支援に取り組みます。
3. 災害に備え、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの見直しを行い、地域や関係機関と連携し協力体制づくりに努めます。
4. 介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる町を目指し、地域での支え合い活動の推進に努めます。
5. 町内の社会福祉法人や関係機関と一緒に、地域活動支援や生活困窮者支援に取り組みます。
6. 筑前町地域福祉活動計画が令和3年に策定され3年目を迎え、計画の実現に向けて地域づくりを住民と共に推進していきます。

### Ⅲ. 事業計画

#### 1. 法人運営

社会福祉協議会は、民間組織であり住民参加による組織運営が要求されています。そこで理事会、評議員会の開催をはじめ、住民のニーズが反映できる組織体制の強化を目指し、公共性の高い民間組織となるよう効率化・適正化を図るとともに、事業運営の透明性の向上に努めます。

##### (1) 法人運営事業

- ① 理事会・評議員会の開催
- ② 評議員選任・解任委員会の開催

##### (2) 組織運営及び機能強化

###### ① 財務運営管理

適正な財務管理を行います。

###### ② 個人情報保護法への対応

個人情報の守秘義務の認識及び漏洩防止体制を確立します。

###### ③ 労務管理の強化

働き方改革に伴い労働環境の改善に取り組み、職員の育成と体制の強化を図ります。

##### (3) 役職員の資質の向上

役員及び職員の研修体制の確立及び各種研修会への積極的な参加を推進します。

##### (4) 事務局体制の整備

事務局機能の効率化と総合力を高め、企画・立案、事業運営能力の向上を目指します。

##### (5) 広報活動の推進（広報・ホームページ）

社協の事業を広く町民に情報発信し、福祉事業への理解と支援を得られるようにします。

###### ① 広報誌発行

「ちくぜん社協だより」・「声の社協だより」年4回

###### ② 町発行広報誌「広報ちくぜん」による広報・情報提供

###### ③ ホームページのリニューアル及び更新

## 2. 社会福祉事業

### (1) 独自事業

#### ① 心配ごと相談事業

日常的に住民が抱える悩みや困りごとなどを相談する窓口として開設し、相談員が助言を行います。また、無料弁護士相談や専門的に相談できる機関を紹介し問題解決の手助けを行います。

ア) 毎月第1、第3金曜日に相談日開設

イ) 相談員を対象に研修会を開催

### (2) 受託事業

#### ① いきいきサロン事業

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域みんなが支え合い、共に元気で楽しく心を通わせる場となるサロン事業を推進します。サロンメニューの中に健康づくりに役立つレクリエーションを取り入れ、介護予防に重点を置き活動します。

ア) サロン代表者会議

イ) 野外活動

ウ) 合同交流会

#### ② 放課後児童健全育成事業

小学生を対象に、放課後こどもが帰宅しても就労等のため保護者が不在等の家庭に代わって保育を行います。

ア) 保護者、学校、こども未来センターと連携を図り、児童の見守り・支援を行います。

イ) 安全第一での運営を推進するため「安全管理マニュアル」に則した運営に取り組みます。

ウ) 統括支援員が随時学童保育に入り支援員との更なる連携強化に努めます。

エ) 研修会に参加し、支援員の資質向上を図ります。

オ) 従事者の継続雇用のために、処遇改善について提案・協議します。

エ) 民間業者と情報交換をしながら円滑な運営に努めます。

#### ③ 障害者相談支援事業

障がいのある人が自立した生活を営むことができるように、情報提供の便宜や、権利擁護のための必要な援助、市町村やサービス事業者との連絡調整を行

います。障害者総合支援法に基づき事業を推進します。

ア) 指定特定相談事業

スムーズな障害福祉サービスの利用ができるようにサービス等利用計画の作成を行います。

イ) 指定一般相談支援事業

障がいに関する多様な相談に障害者相談支援専門員が対応します。  
また、心配ごと相談日に合わせて、障がい相談日を開設します。

④ 障害支援区分認定調査

障害福祉サービスの利用を希望する本人の心身の状態や生活状況を聞き取り必要性を調査し、調査票の作成を行います。

⑤ コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者が自立した社会生活を営むための情報を得る手段として手話通訳及び要約筆記通訳の派遣を行います。

⑥ 在宅介護者の支援

介護者のリフレッシュとよりよい介護につながるような情報交換の機会を提供します。また事業内容の周知、新規参加者の開拓のため、関係者及び関係機関へチラシの配布を行います。

⑦ 資金貸付事業

ア) 生活福祉資金貸付事業

県社協の相談窓口として、低所得者、障がい者又は高齢者に対し、経済的自立及び生活意欲の助長を図るための貸付相談を行います。

イ) 生活困窮相談支援事業

コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受け、生活困窮に陥った方へ、相談を受け様々な相談機関と連携をとり、通常の生活に戻れるように支援に取り組みます。

⑧ 日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行い、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援します。

ア) 適切に事業を活用してもらえよう、事業内容の周知・啓発を行います。

イ) 研修会に参加し、担当職員の知識向上を図ります。

## ⑨ ボランティアセンター運営事業

地域住民を対象にしたボランティアの理解と活動の推進を行います。

### ア) 情報の発信

- ・センターだよりの発行（6、9、12月）
- ・ホームページの更新
- ・SNS等を利用する情報発信ツールの検討

### イ) ボランティア依頼の対応および活動の提供

- ・ボランティア依頼への対応及びボランティアへの調整を行います。
- ・活動の場の充実を図るため町や町内・近隣福祉施設等と連携を行います。

### ウ) 児童・青少年福祉事業と連携した福祉教育への取り組み

- ・小・中学生向けに福祉教育の啓発と推進を行います。

### エ) ボランティアセンター運営委員会の実施（4月、11月）

### オ) 各種ボランティア講座の実施

講座後のボランティア活動や地域福祉への興味・関心につながる講座を実施します。

- i. ボランティア入門講座
- ii. 音訳ボランティア養成講座
- iii. 小・中学生向け手話体験講座
- iv. 福祉教育サポーター講座
- v. 小物づくり講座
- vi. 外出サポートボランティア講座
- vii. 災害ボランティア講座
- viii. ボランティア受け入れ講座

### カ) ボランティアの活動支援

登録ボランティア団体・個人への活動をサポートし、下記の取り組みを行います。

- i. 事前登録災害ボランティアの立ち上げ
- ii. ボランティア団体の運営に関する相談及び助成金申請に関するサポート
- iii. 登録ボランティア同士の情報交流及びスキルアップ勉強会
- iv. ボランティア体験会実施（令和6年度実施予定）に向けたボランティア団体等との調整

#### ⑩ 生活支援コーディネーター事業

いつまでもこの地域で暮らしていけるように、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう身近な地域での支え合いを推進します。

また地域や個別の相談に対して、スポットに介入し関係機関との連携も踏まえ、断らないサービスに努めます。

##### ア) LINE脳若365を活用した情報発信

地域の先進的な取り組みを掲載し、地域、筑前町の取り組みに興味を持ってもらい、また地域福祉活動者の登録者の増進を目指します。

##### イ) 居場所の立ち上げ（見える化）の推進

地域の支え合いのきっかけとなる居場所の設立のお手伝いや、現在水面下で活動している居場所の見える化を推進します。

##### ウ) 住民参加型有償生活支援サービス事業の継続と発展

生活支援の実施者である「かせし隊員」の登録者増員を図るため、各種福祉団体等へPRの強化を行います。

「かせし隊員」の更なる地域福祉への理解や利用者への寄り添い支援が行えるようスキルアップ講座を実施します。

##### エ) 筑前町事業福祉サービス、事業サービスパンフレットの作成

町、福祉関係事業所や福祉団体、民間事業所等すべての生きがいや暮らしの情報を網羅したパンフレットの作成を、令和7年度の完成を目指して町との協議をはじめ、各種関係機関との連携及び情報収集を行います。

### (3) 共同募金配分金事業

#### A. 高齢者福祉事業

##### ① サロン応援隊の育成（いきいきサロン）

体操やレクリエーション技術と知識を習得します。また、応援隊の高齢化及び隊員不足の解消のため福祉課と協力し、隊員確保への取り組みを行います。

##### ② ひとり暮らし高齢者のつどい

外出により心身をリフレッシュし、参加した仲間と交流を深めます。コロナ禍により実施が不可能と判断した場合には、代替え案を提案し実施を行います。

③ 聞こえのサポーター講座

誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するため、中途失聴や難聴、加齢による聞こえに不安のある当事者に対して、その理解とそのコミュニケーション方法を学ぶ講座を実施します。

④ 敬老の日祝い事業

白寿と米寿を迎えられた方へ敬老のお祝い品を贈呈します。

⑤ 金婚お祝い事業

結婚50年を迎えられたご夫婦にお祝いの記念品を贈呈します。

⑥ シニアクラブ連合会への配分及び支援

町シニア活動に対する事務支援、相談支援と助成金配分を行います。  
シニア活動の支援、広報をすることで、会員増強に協力します。

⑦ 遺族会への配分及び支援

自主活動の事務支援と助成金配分を行います。

B. 障がい者福祉事業

① 障がい者のつどい

障がい者と地域住民のふれあいの場を提供し、障がいへの理解の促進を行います。

② 大人のための手話体験講座

手話体験講座を通じて聴覚障がい者の理解と手話への関心を促進することを目的に聴覚障がい者と地域住民が触れ合える場を提供します。

③ 福祉用具の貸与

地域福祉活動の支援及び在宅福祉における利用者や家族の日常生活の負担軽減のため、福祉教育用具や介護福祉用具の貸出を行います。また広報誌等を活用し、事業内容の周知に努めます。

④ 身体障害者福祉協会の配分及び活動支援

自主的活動の助言と事務を支援し助成金配分を行います。

⑤ 障がい者小規模作業所への配分

町内3か所の小規模作業所へ助成金配分を行います。

C. 児童・青少年福祉事業

① 小学生の福祉教育の推進

各小学校区の地域性、学年に応じた福祉への理解と芽生えを目的に、福祉教育を推進します。

- ア) 学校向けのパンフレットを活用し、福祉教育プログラムを提案します。
- イ) 地域住民（福祉教育サポーター）や町、社会福祉法人と連携し、授業に取り組みます。
- ウ) 福祉教育教材「ともに生きる」を希望する小学校へ配布します。
- エ) 地域住民向けの新プログラムを作成します。

② 福祉協力校への配分

町内の小学校と中学校へ助成金配分を行います。

③ 福祉教育用具の貸与

D. その他の福祉事業

① 福祉育成

- ア) バス停の管理と老朽化したバス停の補修を行います。
- イ) レクリエーション用具の貸与

② ボランティア活動

- ア) ボランティア連絡協議会への助成金配分と支援を行います。
- イ) 災害ボランティア活動者に対し保険の助成を行います。
- ウ) 地域住民が地域を住みよくするため支え合い活動実施団体への助成金「筑前町を良くする助成金」を行います。

### 3. その他

#### (1) 社会福祉法人連絡会

① 社会福祉法人連絡会（施設長会）

社会福祉法人の「社会貢献活動」を検討する場として、町内8つの社会福祉法人で「筑前町社会福祉法人連絡会」を組織しています。

5月に行われる福岡県総合防災訓練で「筑前町 DWAT」に取り組みます。

② サポーター部会

- ア) ライフレスキューサポーターが集まり、生活困窮者に対する支援を行います。
- イ) 毎月1回、サポーター部会を開催し、事例検討と情報の共有を行います。
- ウ) 様々な社会貢献活動に取り組みます。

## (2) まちづくり出前講座

- ① 介護予防のための軽運動
- ② レクリエーション用具で遊ぼう！
- ③ はじめてみよう！ボランティア活動
- ④ 地域住民向けに福祉への理解推進のため、障害福祉に関わる出前講座の作成を行います。

## (3) 災害ボランティアセンター

筑前町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書の見直しを町と協議し締結します。また、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直しに取り組みます。